

議案第 33 号

向日市国民健康保険条例の一部改正について

向日市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 30 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市国民健康保険条例の一部を改正する条例

向日市国民健康保険条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第10条 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため<u>令和3年4月1日</u>以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば<u>同年4月1日</u>前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第30条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1) 及び(2) 略	附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第10条 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため<u>令和2年2月1日</u>以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば<u>同年2月1日</u>前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第30条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1) 及び(2) 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の向日市国民健康保険条例の規定は、令和3年4月1日以降に納期限が定められている保険料について適用し、令和3年3月31日以前に納期限が定められている保険料については、なお従前の例による。